

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 23 日現在

機関番号：34302

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24720327

研究課題名(和文)19世紀後半ロシア帝国統治下ムスリム社会の家族社会史的研究

研究課題名(英文)A Historical Study of Muslim Family and Society in Imperial Russia in the Late 19th Century

研究代表者

磯貝 真澄 (ISOGAI, Masumi)

京都外国語大学・国際言語平和研究所・嘱託研究員

研究者番号：90582502

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のテュルク系ムスリム社会の実態を、家族と共同体社会をめぐる法的制度とその運用を分析することで明らかにする。本研究はとくにロシア帝国の司法・行政におけるムスリムの「シャリーアによる」遺産分割の制度と、その運用実態を解明した。主たる史資料は、ロシア連邦バシコルトスタン共和国中央歴史文書館のオレンブルグ・ムスリム宗務協議会ファンド所蔵の文書類である。本研究は、宗務協議会のカーディーヤや教区共同体であるマハッラのイマームが遺産分割案件の処理に際し、概して手続法的な部分ではロシア帝国法に、実体法的なところではイスラーム法に依拠していたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The present study makes an attempt to clarify a concrete picture of the Turkic Muslim society in the Volga-Ural region in the late 19th Imperial Russia by analyzing legal institutions and practices of Muslim family and community. Our study particularly explains the institution of Muslim inheritance "according to Sharia law" in the judicial-administrative system of the Empire, and also reveals its actual practices. Major materials examined in our research are judicial-administrative documents from the fond of the Orenburg Muhammadan Ecclesiastical Assembly at the Central State Historical Archives (Tsentral'nyi gosudarstvennyi istoricheskii arkhiv) of the Republic of Bashkortostan in the Russian Federation. Our research explains that qadis of the Ecclesiastical Assembly and imams of mahallas as parish communities dealt with cases of inheritance on the basis of the laws of the Russian Empire procedurally on the whole, while following Islamic law in general for substantive legal issues.

研究分野：中央ユーラシア近現代史、ロシア(ヴォルガ・ウラル地域)のムスリム社会におけるウラマーとイスラーム信仰

キーワード：中央ユーラシア史 ロシア帝国 イスラーム法 ロシア法 法制史 社会史 家族史 国際研究者交流

1. 研究開始当初の背景

中央ユーラシア近代史、とくにロシア帝国統治下ヴォルガ・ウラル地域のムスリムを対象とする研究には従来、大別して2つのアプローチが存在する。1つは帝国政府のムスリム統治行政について、制度や政策の実態を解明する研究である。もう1つは、ムスリム知識人の活動や思想を検討することで、ムスリム社会の状況を明らかにしようとする研究である。だが、前者はムスリム社会内部の状況を解明できず、後者はムスリム社会のなかの知的上層のみを扱うために社会全体の実態を明らかにできていない。つまり、当該研究分野は、ロシア帝国統治下のムスリム社会について、知識人のみならず一般民衆も射程に収め、その内的な実態を明らかにするタイプの研究を必要としている。

上述のような研究動向と、その問題点を認識した報告者はまた、ロシア連邦ウファ市にあるバシコルトスタン共和国中央歴史文書館のオレンブルグ・ムスリム宗務協議会ファンドに、19世紀～20世紀初頭に「シャリーア(イスラーム法)による」遺産分割の過程で作成された文書が相当数存在することも把握した。同じファンドにムスリムの教区共同体で作られた教区簿冊(メトリーチェスカヤ・クニーガ)が保存されていることも確認した。これらの史料は、これまでの研究でほとんど利用されていない。そこで報告者は、上述の先行研究上の不足を補うため、これら文書史料に依拠した家族法に関する歴史的諸問題の解明によって、ムスリム社会内部の実態に迫る研究を進めることとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、19世紀後半から1905年第一次革命にいたる時期のロシア帝国、とくにヴォルガ・ウラル地域におけるムスリム社会内部の実態を、ムスリム家族と、それにより構成される社会を分析するという、家族社会史的手法で明らかにすることである。その際、ロシア連邦バシコルトスタン共和国中央歴史文書館のオレンブルグ・ムスリム宗務協議会ファンドに所蔵される文書史料を利用する。より具体的には、次の2つの研究課題(1)、(2)を設定し、その解明をめざす：

(1)19世紀後半～1905年、ロシア帝国の司法・行政制度下にあったヴォルガ・ウラル地域のムスリムの家族生活の実態を、とくに遺産分割関係文書史料の分析により解明する。
報告者はこれまでの研究作業で、上述の宗務協議会ファンドに所蔵される遺産分割関係文書のなかに、ロシア語のみならず、アラビア文字で書かれたテュルク語の文書が一定程度含まれることを把握している。だが先行研究では、そうした文書史料の存在にもか

かわらず、遺産分割は本格的な研究の対象とされていない。こうした研究と史料の状況を踏まえて報告者は、遺産分割関係史料を分析することで、当該時代地域のムスリムの家族生活の実態に迫る。

(2)19世紀後半～1905年のロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域におけるムスリム家族とマハッラ(教区共同体)の実態を、ムスリムの教区簿冊を分析するという、家族社会史的、歴史人口学的手法で解明する。

ロシア帝国では正教徒社会と同じく、ムスリム社会にも教区簿冊の制度が導入された。その現場での運用は、マハッラ(教区共同体)のイマーム(宗教的指導者、「ムスリム聖職者」)に委ねられ、アラビア文字表記のテュルク語で作成された。こうした教区簿冊の存在は現地研究者の間でよく知られるが、しかしこれまで、誰も本格的な研究を行っていない。報告者は、特定の複数のマハッラで一定期間作成された教区簿冊を数量的に分析し、当該時代地域のムスリム家族と共同体社会の実態を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究の作業は、(1)国内外における研究史資料の所在調査と収集、そして(2)収集した史資料の読解と分析という2つの工程により構成される。

(1)研究史資料の所在調査と収集

国外

主たる調査・収集地はロシア連邦バシコルトスタン共和国ウファ市であり、バシコルトスタン共和国中央歴史文書館とロシア科学アカデミー・ウファ学術センター学術文書館である。とくに前者においては、オレンブルグ・ムスリム宗務協議会のファンドが調査・収集の対象である。後者では、宗務協議会に長く勤務したウラマーのリザエッディン・ブン・ファフレッディン(1858/59～1936)のファンドが主な対象である。万が一、これらの文書館での作業が困難となる場合には、代替可能な史資料については、ロシア連邦タタールスタン共和国カザン市の文書館で調査・収集する。

研究文献については、ウファ市の図書館等での複写や、書店等での購入により収集する。
国内

一次史料については、主として収集するのは『ロシア帝国法律集成』、『ロシア帝国法令全集』などのロシア法史料の該当巻・条文である。これらを所蔵する大学附属図書館等で、所在調査と収集を行なう。

研究文献については、大学附属図書館等での複写や、書店等での購入により収集する。

(2)史資料の読解と分析

収集した史資料の読解は、報告者が所有する、または京都外国語大学付属図書館所蔵の工具書類を利用して行なう。分析にあたっては、とくに史資料に見られるイスラーム法由来の要素と、ロシアの法・法文化によるものと考えられる要素を解明する。これには、イスラーム法・法制史とロシア法・法制史、それぞれの研究分野の専門文献を利用する。

4. 研究成果

報告者は本研究を進めるにつれ、まずは上述の研究課題(1)を重点的に遂行し、その成果を発表することが可能であり、必要でもあると判断した。その理由は、先行する専論が存在しないという状況に加えて、良質な文書史料が事前の想定以上に存在することが判明したためである。このため、本研究の成果として、研究課題(1)の結果を中心とする、次の諸点が得られた：

(1)19世紀後半～20世紀初頭のロシア帝国の司法・行政制度として、ヴォルガ・ウラル地域のムスリム臣民の遺産分割手続きのために構築された制度が、解明された。

ムスリム臣民は、「シャリーアの諸規定に従った」遺産分割を希望する場合、その旨の請願（訴願、申立て）を行なった。それによって、マハッラのイマームが、民法やオレンブルグ・ムスリム宗務協議会の回状等で定められた手続きを開始した。イマームは、相続人や、相続人の後見人の全員が、「シャリーアによる」遺産分割を行なうことに同意していることを確認できた場合のみ、手続きを進めることができた。ムスリム臣民はイマームの行なった手続きに納得しない場合、さらに上級機関に請願することができた。下記「5. 主な発表論文等」の〔雑誌論文〕1、〔図書〕4を、とくに参照のこと。

(2)当該時代地域のムスリム司法・行政機関であるオレンブルグ・ムスリム宗務協議会が、ムスリムの遺産分割案件のためにとった手続きが明らかになった。

宗務協議会は、ムスリム臣民から「シャリーアによる」遺産分割を行ないたい旨の請願書の提出を受けると、その案件を担当するイマーム等のムスリム聖職者を合議で決め、その者に委任した。その後、担当のイマーム等から報告書の提出を受けると、その結果を最終的に合議で確認し、案件を解決した。下記の〔雑誌論文〕1、〔図書〕4を、とくに参照。

(3)宗務協議会の「カーディー」と呼ばれる協議員が、ムスリムの遺産分割案件のために行なった作業の内容が解明された。

カーディーはウラマーのなかから選任された者が務めており、イスラーム法の専門家だった。彼らはムスリム臣民からの請願書を

読み、さらに調査すべき点を指摘した。その後、カーディーは担当のイマーム等から提出された報告書を読み、イマーム等の作業がイスラーム法に適うか否かを確認した。その際、アラビア語で書かれたイスラーム法学書等を参照し、必要であれば文言を引用して文書に書き込むなどの作業を行なった。その他、アラビア文字表記のテュルク語で書き込みを行なったりした。こうしたカーディーの作業に基づき、宗務協議会は案件を合議で解決した。下記の〔雑誌論文〕1、3、〔図書〕4、5を、とくに参照のこと。

(4)宗務協議会管下のマハッラのイマームが、ムスリムの遺産分割案件のために行なった作業の内容が明らかになった。

マハッラのイマームはウラマーが務めていたが、遺産分割業務について委任を受けると、定められた作業を行ない、遺産分割証書も作成した。それが遺産分割争いに関係する訴えの案件である場合、定められた調査作業を行なったが、ある種の裁定を自主的に行なうこともあった。イマームは任務を終えるとアラビア文字表記のテュルク語で報告書を作成し、宗務協議会に提出した。その際、アラビア語で書かれたイスラーム法学書を参照し、必要であれば報告書に引用した。下記の〔雑誌論文〕1、3、〔図書〕4、5を、とくに参照のこと。

(5)当該時代地域の著名ウラマー、リザエッディン・ブン・ファフレッディンが、宗務協議会カーディーとして勤務した時の、業務内容の一端が具体的に解明された。

宗務協議会カーディーとしてのリザエッディンは、協議会が出す回状を確認して署名をするといった業務のみならず、ムスリムの遺産分割案件については、イマームから提出された報告書を同僚のカーディーとともに読み、自らの見解等をアラビア文字表記のテュルク語で関係文書に書き込むなどの作業を行なっていた。下記の〔雑誌論文〕1、2、3、〔図書〕1、3、4、5を、とくに参照。

(6)当該時代地域のムスリム遺産分割の法的制度が備えていた、ロシア的な法文化由来の性格と、イスラーム法由来の要素が具体的に指摘された。

カーディーやイマーム等のムスリム聖職者は国家の法的制度に従い、ムスリム臣民の遺産分割案件では、およそ手続法的な部分はロシア法の定めるところに基づいて業務を行なった。イスラーム法は、遺産の相続分の算定基準という、概して実体法的な部分で参照した。とくに、イマームが遺産分割争いの解決のために行なった「調査」という業務は、歴史的ムスリム政権下のシャリーア法廷では行なわれなかった種類のものであり、職権探知主義的なロシアの法文化に由来するものと推測することができる。カーディーがい

マームの作成した報告書をもとに判断を下すという手続きについても、ロシア的な書面審理主義の法文化によるものと考えることができる。こうしたことから、宗務協議会は、ムスリム臣民によって「裁判所」と呼ばれていたとしても、歴史的ムスリム政権下のシャリーア法廷とは異なるものだったとすることができる。下記の〔雑誌論文〕1、〔図書〕4を参照のこと。

(7)当該時代地域のマハッラのイマームが作成していた遺産分割証書の書式と、実際の証書の内容が明らかになった。下記の〔図書〕4を参照のこと。

(8)当該時代地域のムスリム臣民が、遺産分割時に生じた問題を解決するために宗務協議会に提出していた訴願書(請願書、申立書)の、実際の内容が解明された。下記の〔雑誌論文〕1を参照のこと。

(9)当該時代地域のマハッラでイマームによって作成されていた教区簿冊の法的制度と、その運用実態が解明されつつある。

イマームは毎年、在任のマハッラを管轄する県庁から教区簿冊の様式2部を受け取り、同じ内容のもの2部を作成した。その様式は、誕生、結婚、離婚、死亡の各ページで構成された。イマームは1年分の作成を終えると、1部を宗務協議会に提出し、もう1部はマハッラで手もとに保管した。宗務協議会に提出されたものは、そこで保管された。教区簿冊はアラビア文字表記のテュルク語で作成されたが、様式の印刷部分については、アラビア語で書かれることもあった。イマームはしばしば、数か月分、または1年分をまとめて作成した。報告者は現在、こうした教区簿冊の制度と運用実態の解明作業を鋭意進めており、学術論文として発表する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

1. 磯貝真澄「19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリムの遺産分割争い オレンブルグ・ムスリム宗務協議会による「裁判」とイスラーム法」、『東洋史研究』74巻2号(2015年)1~32(386~355)頁、査読あり。
2. 磯貝真澄「東洋学者とつながるムスリム知識人」、『歴史評論』783号(2015年)58~66頁、査読なし(依頼あり)。
3. 磯貝真澄「19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のマドラサ教育」、『西南アジア研究』76号(2012年)1~31頁、査読あり。

〔学会発表〕(計6件)

1. 磯貝真澄「ソ連初期ヴォルガ・ウラル地域におけるウラマー、ムスリム・コムニスト、東洋学者」、『フィールドネット・ラウンジ「ロシア・中国におけるムスリム・マイノリティと国家:20世紀政治変動期における多文化共生の実践とその課題」』、2016年1月9日、東京外国語大学(東京都府中市)。
2. 磯貝真澄「19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域の「カーディー」」、『日本中東学会第30回年次大会』、2014年5月11日、東京国際大学(埼玉県川越市)。
3. 磯貝真澄「ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリム行政文書とウラマー 遺産分割案件を事例として」、『古文書研究会』、2014年2月8日、追手門学院大学(大阪府茨木市)。
4. 磯貝真澄「ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域の「新方式」教育 そのカリキュラムをめぐって」、『近代・イスラームの比較教育社会史2012年度第3回研究会』、2012年12月9日、(財)東洋文庫(東京都文京区)。
5. 磯貝真澄「19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域におけるイスラーム法実践 遺産分割案件の処理を事例として」、『平成24年度東洋史研究会大会』、2012年11月3日、京都大学(京都府京都市)。
6. 磯貝真澄「19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリム遺産分割」、『第11回中央アジアの法制度研究会』、2012年6月23日、京都外国語大学(京都府京都市)。

〔図書〕(計5件)

1. Marsil N. FARKHSHATOV, ISOGAI Masumi, and Ramil M. BULGAKOV (eds.), *"My Biography" of Riḍā' al-Dīn b. Fakhr al-Dīn (Ufa, 1323 A.H.) with an Introductory Essay and Indexes (TIAS Central Eurasian Series No. 11)*, Tokyo: TIAS: NIHU Program Islamic Area Studies, The University of Tokyo, 2016, xlii + 80 p.
2. 磯貝真澄「ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域ムスリム社会の「新方式」の教育課程」、秋葉淳・橋本伸也(編)『近代・イスラームの教育社会史 オスマン帝国からの展望』、昭和堂、2014年、194~216頁。
3. 磯貝真澄「ヴォルガ・ウラル地域のテュルク系ムスリム知識人と女性の啓蒙・教育」、橋本伸也(編)『ロシア帝国の民族知識人 大学・学知・ネットワーク』、昭和堂、2014年、156~177頁。
4. 磯貝真澄「ヴォルガ・ウラル地域におけるムスリムの遺産分割 その制度と事例」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』、臨川書店、2014年、103~129、xviii~xx頁。

5. *Исогай, Масуми*. Опыт реконструкции программы обучения в традиционных медресе Урало-Поволжья по сведениям Ризаэддина бин Фахреддина // Актуальные проблемы современного литературоведения и литературы, фольклористики и археографии. Уфа: Институт истории, языка и литературы Уфимского научного центра Российской академии наук, 2013, С. 318-329.

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

磯貝 真澄 (ISOGAI Masumi)

京都外国語大学・国際言語平和研究所・嘱託研究員

研究者番号：90582502